

平成28年4月22日

高齢入居者の財産管理・死後事務の 現状と課題

司法書士法人・行政書士法人 名南経営
代表 荻野恭弘
TEL 052-589-2366
y-ogino@meinan.net



MEINAN
Meinan Consulting Network

司法書士法人 名南経営

1. 変遷

財産管理や死後事務といわれている行為は、家族の仕事というこれまでの常識から、家族状況や世の中の認識の変化に伴い、身内でない他人にお願いする必要性が高まり、多くの人たちが関心を持つようになった。

関心ごと

他人ができるの？

どの程度やってくれるの？

2. 具体的な事象

(1) 家族の変化

核家族化、少子化により家族単位と家族の範囲・規模が小さくなる。

→家族のお世話をする担い手が減少した結果、他人に頼らざるを得ない状況が増加。

(2) 権利意識の高まり

→すべて個の責任という意識が、身内が居ても自分自身の生存中の世話（認知症、身体障害などの発症に伴う看護、財産管理）、死後のことで「迷惑をかけたくない」という考え方になってきた。

3. 現状

2のような背景もあり親族以外の友人、専門職が成年後見人や死後事務の担い手になるケースが増えている。

4. 課題

成年後見制度固有の死後事務の課題として、成年後見人がどこまで死後事務の責任を追うのか、又は成年後見人の職務として行うことが出来るのかが挙げられる。

死後事務固有の課題として、死後事務開始後（委任者亡き後）受任者はどのような根拠をもってどの程度の事務を行うことが出来るのかが挙げられる。

4-1. 後見事務の終了と死後事務

4-2. 死後事務の課題

- i 死後事務の履行に伴う金銭の支払い（死亡退院後の入院費、施設の退去費用、葬儀代・納骨）
入院費、施設の退去費用など本人の債務は当然、本人の遺産から払えると考えられますが、葬儀代や納骨費用は悩みどころ。
∴ 本人の財産は、本人の死亡により相続人共有の遺産となる。
→相続人から、死後事務に伴う金銭の支払いが不適切といわれるリスクが生じる。
例) 残る遺産に対して高額な葬儀代や納骨費用を本人のための支出をしてよいか否か。これが本人の希望だとしたら？
- ii 死後事務ができる範囲
一般的には以下のような事項を委任の範囲としている。
 - (1) 関係者への連絡事務
 - (2) 葬儀、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
 - (3) 医療費、施設利用料その他一切の債務弁済事務
 - (4) 家財道具や生活用品の処分整理に関する事務
 - (5) 行政官庁等への諸届け事務
 - (6) 以上の各事務に関する費用の支払い上記の他に、委任者の家のお墓の管理を任せたいときに死後事務として受けられるか。
又は委任者の死後、一定年数を経過した後いわゆる「墓じまい」をして欲しい。といった委任者の願いは死後事務で叶えられるか。
∴ 事務の履行に伴い金銭の支払いが生じる一方で、その金銭は相続人の財産（遺産）となり遺産の引き渡しとの兼ね合いで中長期に亘ってお金を
死後事務の受任者が管理することは不相当だし、祭祀承継できる親族がいればその親族と意見が衝突可能性がある。

5. 死後事務を円滑に実現するには

- i 死後事務を委任契約という形で書面に残す。できれば公正証書で。
公正証書なら本人の意思で契約された蓋然性は高い→受任する人はより安心して受けられる。
相続人や包括受遺者による契約の解除はできないとする条項もあるとよい。
- ii 受任者の裁量を極力排除する
∵受任者の裁量が大きいと、委任者の相続人などから契約の解除請求をされる可能性が高まる。
→契約書のほかに別紙で本人（委任者）の死後の事務に関する希望を具体的に書き表しておく。
葬儀であれば、宗旨宗派のほかに規模や料金に関する希望もある。
委任者が見積りを取っておくとよい。
- iii 死後事務を契約する前に親族の承諾を得る
親族、推定相続人と疎遠でない限りは、どのようなことを受任するのか予め承諾を得ることで、
死後事務を開始した後の親族とのトラブルは回避できる。
- iv その他
委任者の事務を希望通りに行うことで、受任者に不測の負担（死後事務を行った後に遺産が無く
受任者が立替えた費用を回収できない）が生じないように、場合によっては契約するとき費用
相当の金銭を預かることも検討。この場合は受任者の横領や破産などに対応できるよう、信託会
社などを利用して金銭の信託をすること。

5- お問い合わせ

【講師 略歴】

昭和44年 愛知県岡崎市生まれ

平成 4年 早稲田大学法学部 卒業 名南経営センター佐藤澄男会計事務所 入所

平成 8年 司法書士登録 名南司法書士事務所(現・司法書士法人名南経営)開業

平成19年 (株)生前契約相談センター取締役社長 就任 現在に至る

平成23年 名南行政書士事務所(現・行政書士法人名南経営)代表 現在に至る

平成26年 名南M&A(株)取締役会長 就任 現在に至る

【所属団体】

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support.or.jp/>

信託法学会

<http://www.shintakuhogakkai.jp/>

【お問い合わせ】

司法書士法人・行政書士法人 名南経営 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋33階

電話 052-589-2366